

JA鳥取県人権・同和問題対策推進本部からのお知らせ

JAグループ鳥取では人権・同和問題に対して「第7次（2018～2020年度）JA鳥取県人権・同和問題対策推進方針」をもとに、差別と偏見のない社会の実現のために取り組んでいきます。

組合員の方はもとより、地域住民の方にも人権・同和問題が身近な存在であることに気づいてもらうため、第7次期間中（2018～2020年度）、人権・同和問題に対する啓発記事を年4回連載します。

第21回「コロナ禍における新たなハラスメントについて」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、都市部を中心に在宅勤務（リモートワーク、テレワーク）が増えたことにより、新たな社会問題として、リモハラ（リモートワークハラスメント）、テレハラ（テレワークハラスメント）が起きています。

主な内容としては、自宅からテレビ会議等に参加している時の、背景に映る部屋の様子や、服装、化粧についての指摘や、生活音や子どもの声がうるさい、通信環境が悪い等の指摘があげられます。

このような行為は、相手に不快感や嫌悪感を与えてしまうと「セクハラ」や「パワハラ」「モラハラ」に該当します。

このようなテレビ会議やオンラインミーティングにおけるハラスメントに対し、録画や録音をしたり、背景をぼかしたりすることのできるソフトを使用するなどの対策も有効です。

また、テレビ会議やオンラインミーティング中に、生活音をなるべく入らないようにするため、自分が発言する時以外は「ミュート」を選択し、マイクを切るなど相手への配慮も必要です。

使い方によっては、便利で機能的なテレビ会議やオンラインミーティングですが、職場と同様に相手を思いやりながら仕事をすることが重要です。